

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第六十二条」を、「第六十条」に、「第六十三条」を、「第六十一条」に改める。

第三十七条（見出しを含む。）中、「協力命令書」を、「協力指示書」に改める。

第三十八条及び第三十九条中、「協力命令書」を、「協力指示書」に改め、都道府県知事を経由してを削る。

第四十二条、第四十六条、第四十七条及び第五十条第二項中、「都道府県知事を経由して」を削る。  
第六十条及び第六十一条を削り、第六十二条を第六十条とし、第八章中第六十三条を第六十一条とする。

第二十四号様式中、「協力命令書」を、「協力指示書」に、「基き」を、「基づき」に、「命ずる」を、「指示する」に改める。

第二十五号様式中、「協力命令書」を、「協力指示書」に、「命令」を、「指示」に、「協力命令を」を、「協力指示を」に改める。

第二十六号様式中、「協力命令書」を、「協力指示書」に、「命ぜられた」を、「指示された」に改める。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○農林水産省令第九号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第二十七条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年二月三日

農林水産大臣 玉沢徳一郎